

# 論点整理メモ 関連資料

## ADR 拡充・活性化の基本理念等に関する論点( )

### < 委員からのコメント等による基本理念等の内容の例 >

ADRの拡充  
活性化の  
意義

#### < 裁判との分担による多様な紛争解決ニーズへの対応 >

規制緩和の進行や法曹人口の拡大によって紛争の増加が予想される中で、ADRが、裁判によっては救済を図りえない権利を実現し、裁判によっては解決し得ない紛争を落着させる受け皿として機能する。

国民が、当事者の自主的判断により、紛争を解決するのに最適な解決メニューを選択することを可能とする。

失われつつある社会として持つべき紛争解決能力を法の支配の観点から再構築する意義を有する。

裁判にはない、3者(主宰者、両当事者)が協同で紛争の解決を目指す理念を実現する。

.....

#### < 私的自治に立脚した国民の司法参加意識等の涵養 >

ADRの拡充・活性化を通じて、国民の司法参加意識や私的自治の考え方を涵養されることが期待される。

自己責任社会における権利義務の実地教育として、自立した国民となる司法教育効果を有する。

.....

#### < 裁判所の負担軽減による裁判機能の充実 >

裁判所の負担軽減によって裁判の迅速化が実現し、紛争解決の質・量が全体として高まる。

必ずしも裁判でなくとも解決できる紛争をADRにおいて解決することにより、裁判がより充実してくる。

裁判所の負担軽減・司法エネルギーの節減という国家的ニーズは副次的なものに過ぎない。

.....

#### < 競争者の存在による裁判の機能強化 >

ADRが裁判との選択肢として競争的關係に位置付けられることによって、裁判の機能強化につながる。

.....

#### < その他 >

ADRの利用は、憲法25条の一部としての法的トラブルに煩わされることなく生活する権利に立脚する。

.....

## ADR 拡充・活性化の基本理念等に関する論点( )

### < 委員からのコメントによる基本理念等の内容の例 >

ADRの位置付け

#### < 裁判との関係におけるADRの位置付け >

ADRと裁判は、ともに近代の法社会システムを源泉とする、紛争解決のための車の両輪の関係にある。

- ・ 国家による物理的強制力の独占の下で、物理的強制力を発動する要請が高い場合には、裁判
  - ・ 私的自治の原則の下で、当事者の自主性を尊重した紛争解決の要請が高い場合には、自主的紛争解決
- 裁判は、当事者の合意の調達による解決が得られない場合に備えた、最終的・強制的な紛争解決手段  
.....

#### < 相対交渉との関係におけるADRの位置付け >

ADRにおける解決は、第三者による合意の是非・当否の判断が加わるという点で、私的自治の名の下で当事者間のみでの成立する合意を超えるもの(そのようなものをADRとすべき)。  
.....

#### < 司法型・行政型ADRとの関係における民間型ADRの位置付け >

規制緩和社会への移行により、行政機関にとっては、規制行政に代わり得る方法として、裁判ではない紛争解決手段(行政型ADR)は必須である。

当事者主体の紛争解決(自主的な選択、主体的参加、納得追求)は多大な運営コストを要するものであり、現実的には、司法型・行政型ADRに役割が期待される。  
.....

#### < その他 >

.....

## ADR 拡充・活性化の基本理念等に関する論点( )

### < 委員からのコメントによる基本理念等の内容の例 >

ADR 拡充  
活性化の  
本旨

#### < 私的自治・自律性・多様性の尊重 >

当事者の広範な自治や手続運営における自律性は、ADR の生命線であるべき。  
ADR 機関が独自性を発揮できる環境があって、真の意味で裁判の選択肢たり得る。  
裁判や他の ADR と比較して、各 ADR がいわゆる「売り」の部分を作っていく努力が不可欠。  
多様な機関の存在こそ ADR の身上である。  
.....

#### < 当事者の自己責任による選択機会の確保 >

利用者は多様な ADR 機関の中から自己責任で利用機関を選択し、結果としてニーズに最適な解決方法がとられる姿が基本となる。  
ADR 機関相互の優劣は市場原理によって決定されるべきであり、悪質な ADR の排除は市場の規律によるべきもの。  
.....

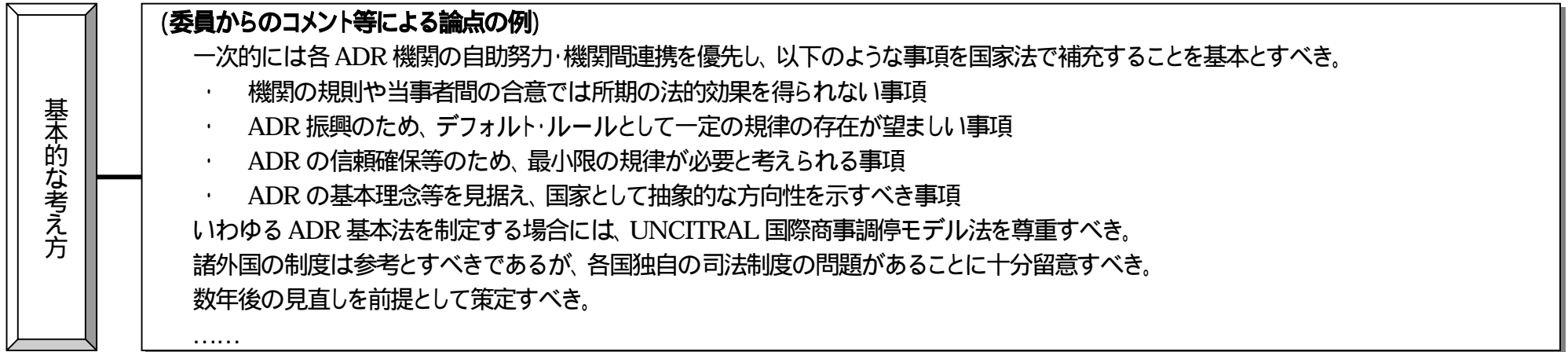
#### < ADR への信頼性の確保 >

規制に走るのは問題だが、ADR はやはり危険であるというような事件が起こって、かえって ADR への信頼を失ったり、利用促進・安定的成長を阻害する危険につながることは避ける必要。  
ADR の人(主宰者、機関職員)、組織は公正かつ信頼できる存在であることが必要。  
当事者双方から信頼される解決手段を備えた機関でなければならず、中立性・公平性・独立性をどう保障するかが鍵となる。  
.....

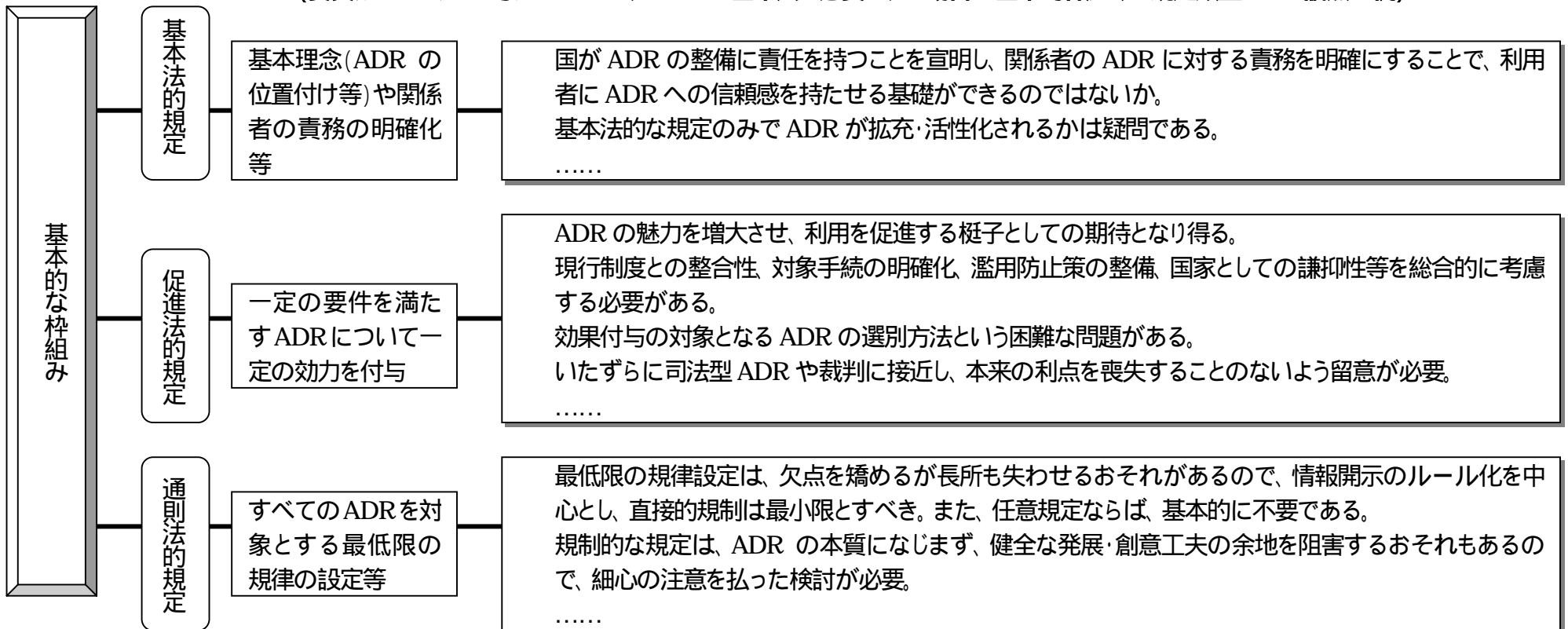
#### < その他 >

ADR の拡充・活性化を国民のために進める以上、まず、「ADR」という名称を、適切かつ親しみやすい日本語にすることが必要である。  
.....

## いわゆる ADR 基本法の必要性に関する論点



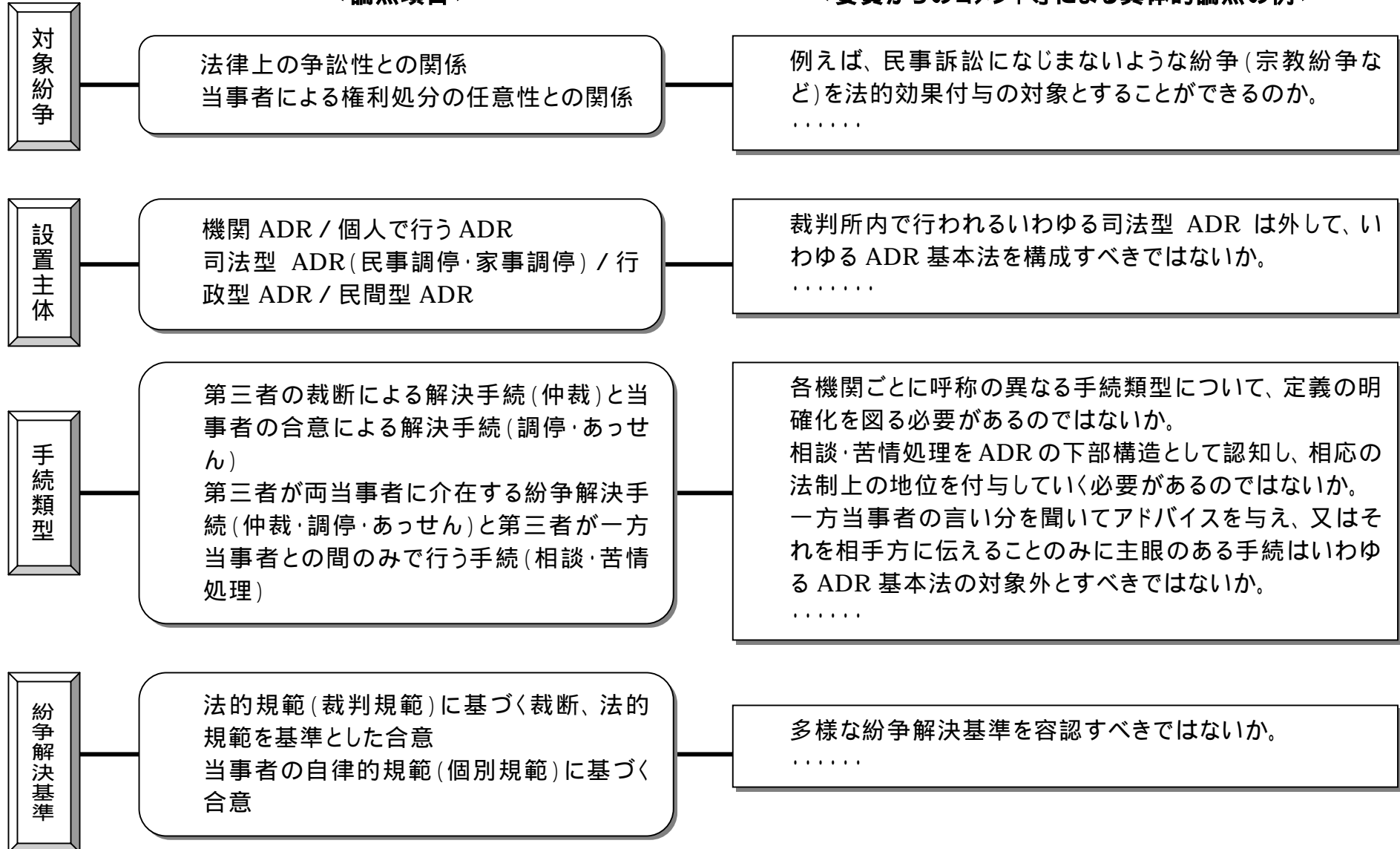
### (委員からのコメント等によるいわゆる ADR 基本法を必要とする場合の基本的枠組みと規定類型ごとの論点の例)



## ADR の範囲に関する論点

### ＜論点項目＞

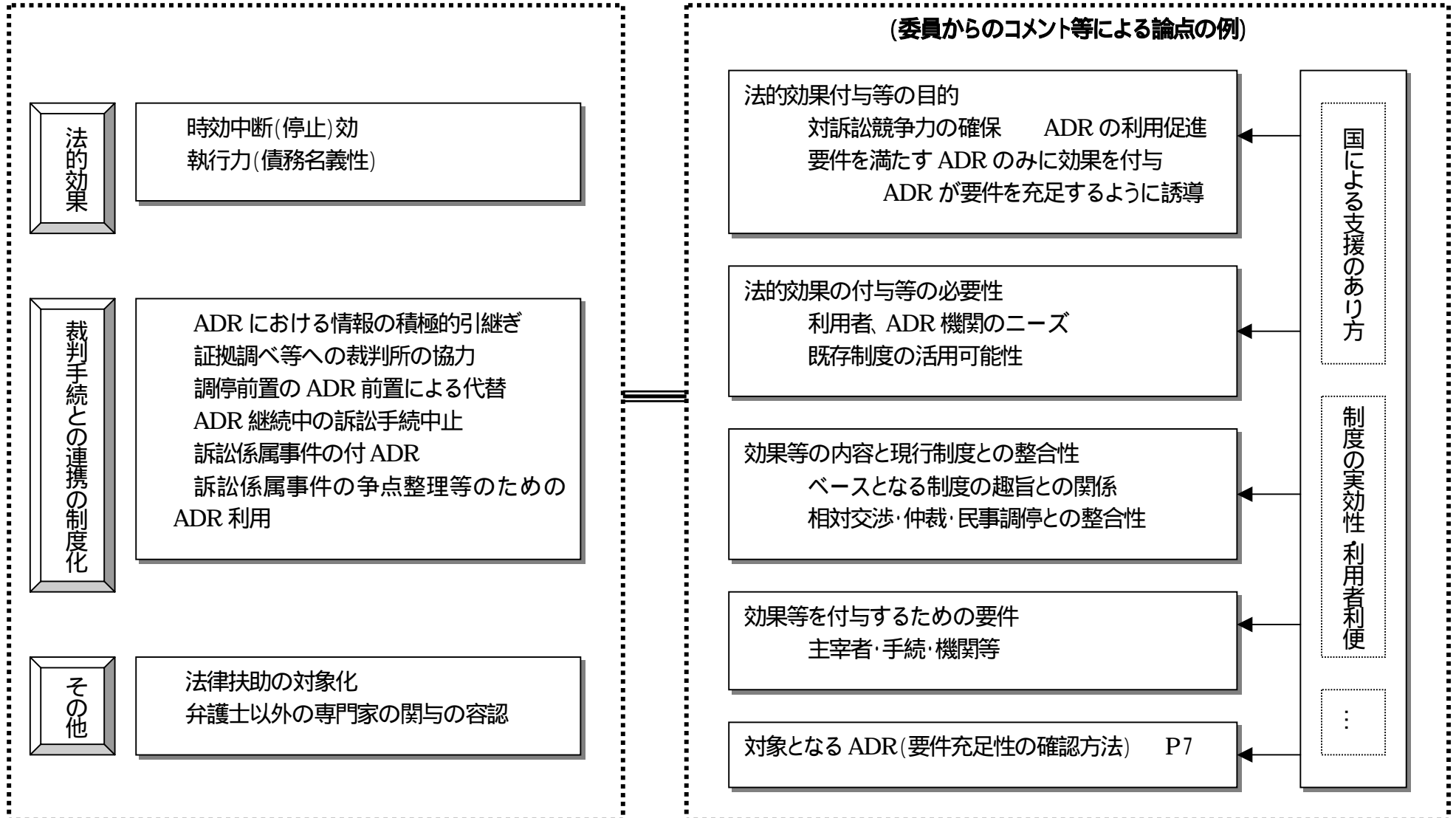
### ＜委員からのコメント等による具体的論点の例＞



## 法的効果の付与等の内容とそのための要件に関する論点

考えられる法的効果等

論 点



(注)委員のコメントには、弁護士以外の専門家の関与の容認については、促進的な規定としてではなく、通則的な規定(主宰者資格)と位置づける考え方もある。

# 促進的な規定を設ける場合の対象ADRの限定方法に関する論点

一定の要件(主宰者・手続・組織運営等)を満たすADRに対する法的効果の付与等

要件の充足性をどのような方法で確認するか

## <事前チェック>

### <基本的な仕組み>

基準(要件に準ずる内容)を満たすADR機関(又は手続・主宰者)を事前審査により認定

### <効果>

認定されたADRにおける行為にのみ法的効果等を付与

### <特徴>

事前チェックを受けていなければ、個別案件が的確に行われても法的効果等は付与されない  
当事者の予見可能性が高い  
当事者に立証の負担がない

## <事後チェック>

### <基本的な仕組み>

要件の充足性の確認が必要となった段階で要件を満たすかどうかを裁判所が当事者の立証を通じて判断

### <効果>

要件を満たすと判断された案件にのみ法的効果等を付与

### <特徴>

要件を満たす限りは、幅広い案件が対象となり得る。  
要件遵守の有無が外形上明確でない限り、当事者の予見可能性が低い  
当事者に立証の負担が発生

## <事後チェックと事前チェックの組合せ(併用)>

(組合せ)

事前に認定されたADRには自動的に法的効果を付与

+

事後チェックで要件を満たすと判断されれば、他のADRでも法的効果等を付与

(組合せ)

事前に認定されたADRには法的効果等の要件充足に関し推定効を付与

事後チェックの段階で反証がなければ、自動的に要件充足と判断

(組合せ)

事前に認定されたADRには「認定ADR」としての信用力(独占的表示権限)

事後チェック段階での立証において認定ADRについては証明力が高まる



## ADR全般を対象とする規律(ルール)の設定について

